

死刑執行停止の要請書

令和6年 5月20日

法務省 法務大臣
小泉龍司 殿

私たちは平成21年（2009年）より施行された裁判員裁判における裁判員経験者です。今より10年前の平成26年（2014年）2月17日に、本書面と同題の「死刑執行停止の要請書」を法務大臣・副大臣ならびに法務省各局へ提出いたしました。しかし、国は私たちの要請に耳を傾けることはなく刑の執行を繰り返してきました。（この10年間で35名の執行、そのうち裁判員裁判による死刑判決は3名）

そして、10年前に最も危惧したのが裁判員裁判による死刑判決確定者への刑の執行であり、要請書提出の動機でもありました。これについても平成27年（2015年）12月18日に、裁判員裁判による死刑判決確定者に対する初の死刑執行がされてしまいました。しかも、当該死刑判決は一審の裁判員裁判で確定してしまい、裁判官の上級審で審理を精査する機会が不十分なままの執行でした。

私たちは、決してその判断や死刑の是非を訴えたいわけではありません。死刑判断に関わることになる裁判員裁判の現状は、制度施行時の15年前から何ら変わらず裁判官をも含めた評議室の誰もが死刑制度や死刑の実態について十分な理解がない状態で評議に臨んでいます。その不全感からくる裁判員たる国民の懊悩を解消するためにも、再度10年前と同じ3項目の要請をいたします。

1. 直ちに死刑の執行停止をしてください
2. 死刑に関する情報公開をはかってください
3. 死刑に関する複層的な国民的議論を促してください

国民に参加義務を課す裁判員制度があって、その裁判で死刑という判断も求められるのであれば、その実情はつぶさに公開されるべきであって、その情報や知識をもって議論された死刑判決はまさに正当性を有するものであり、その評議に参加した裁判員の納得度合は現状よりも遥かに高くなるはずです。他方で、死刑に関するあらゆる情報がきちんと公開されている中で、国民一人ひとりが死刑制度というものに正しい姿勢で向き合っている機会を作り出すことも国の責務であり、正しい情報や知識で国民的議論をした結果こそが我が国の刑罰制度への国民的支持、つまり正当性ある刑事政策を支えるものとなるのではないのでしょうか。

経済や教育だけでなく、刑罰制度を含む刑事政策においても世界を見渡すべきであって、「死刑に関する情報公開」を模索するのであれば、我が国を除く先進国の中で唯一死刑制度を存置して執行もしているアメリカ合衆国が大いに参考になると思います。例えば、全米50州中13州しかない死刑制度を存置かつ執行している州においては、死刑確定者本人や社会への執行日程の事前告知だけでなく、事件被害者遺族や死刑確定者家族、さらには報道機関までもが刑の執行に立ち会うなどの徹底した情報公開がなされています。そして、それらが死刑制度運用への監視となり、同時に制度維持の重要な要素になっていると考えられています。

翻ってあらゆることが不明瞭な現状での我が国の死刑執行は、裁判員制度を支える国民にとって不平ばかりが募ります。死刑執行のたびに、「慎重の上にも慎重を期して」と言うのであれば、一度立ち止まる慎重な行動と誠実な情報公開をもって、私たち国民に死刑に関する議論のための土壌を与えて下さい。

以上の理由と共に各項の実現を願い、**裁判員経験者22名**の署名を添えて本要請書を提出いたします。我が国が本当に民主主義であるならば、何卒お聞き届けいただけますよう謹んでお願い申し上げます。